

令和8年9月2日

人事課

直 通：092-643-3039

内 線：2164

担 当：長尾、中島

副首都推進体制の整備について

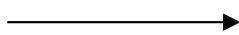
「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」が7月24日に成立したことを受け、副首都の指定の実現に向けた協議を迅速に進めていくため、政策企画部企画総務課に、新たに「副首都推進室」を設置します。

副首都機能の整備に当たっては、九州全体の強靱化と持続的成長につながるため九州各県との緊密な連携が不可欠であることから、「副首都推進室」では、副首都推進に係る取組とあわせ、知事会及び広域行政に関する業務を一元的に担います。

1 体制整備の概要

【現行】

企画総務課



【改正後】

企画総務課

副首都推進室(6)

<主な業務>

副首都推進(関係機関との協議、連携協約、庁内PT)、全国知事会、九州地方知事会、九州地域戦略会議

<副首都指定に向けた取組み>

- ・ 国との積極的な協議
- ・ 政令市との構想と推進体制の具体化
- ・ 県内・九州全体との連携

2 実施時期

令和8年10月1日